

～2025.1月発行～

消費生活通信

この通信では、お買い物で困ったことなど、多く寄せられる消費者トラブルを定期的にお知らせします。

テーマ

定期購入

トラブル

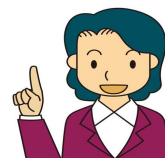
いつでも解約できるはずが、解約できない！？



消費者庁イラスト集より

SNS の広告に表示された**初回無料**の化粧品を注文した。2 回目からは 5,000 円だが、いつでも解約できると書いてあった。化粧品が肌にあわなかったため、解約しようと事業者に電話をかけたが回線が混みあっていてつながらないので、解約できない。

トラブルにあわないために



消費者庁イラスト集より

- ・ 電話がつながらず『解約できない』というトラブルが増えています。
- ・ 『お得』『今だけ』という甘い言葉に注意しましょう。
- ・ 購入する前に、解約や返品規定を確認しましょう。
- ・ 販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷するか、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておきましょう。

※ 注文画面に入力すると、途中で入力をやめた場合でも商品が届くことがあります。

=====

栃木市消費生活センター 栃木市役所本庁舎 2階 市民生活課内

開所日：月～木曜日（土日、祝日、年末年始を除く）

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後3時

電話番号：0282-23-8899

困ったときは、
消費生活センターに相談してね！



栃木市マスコットキャラクター
とち介